ご注意とご案内（必ずお読みください。）

「美食切符プラン」の旅行代金にはパンフレットに明示された交通費、宿泊費（宿泊プランのみ）、消費税等諸税が含まれています。

1. お申し込み

●当プランの最少催行人員は 2 名となります。（1 室あたり大人 2 名様から）2 名様よりお申込みください。

2. 添乗員

●このプランは募集型の個人旅行プランです。添乗員は同行いたしません。

3. 肥薩おれんじ鉄道利用のご案内

●肥薩おれんじ鉄道の乗車クーポンは旅行期間内に限り有効です。

●お客様の都合により利用されなかった乗車区間についての払い戻しいたしません。あらかじめご了承ください。

4. こども料金

●こども料金の設定はございません。

5. 料理・食事場所について

●料理内容は時期により変わる場合があります。

●当日の宿泊人数によりバイキングは定食に、定食はバイキングへ変更となる場合があります。また、乳幼児の方は食事をお取りになるかどうかに関わらず、有料となる場合がございます。

6. 部屋について

●当プランは基本的に 2 名 1 室となります。2 名以上ご利用の場合でも同料金となります。

●表記上の客室のタイプは利用人数によって異なる場合がございます。

●客室の写真は一例であり、インテリア、色調など異なる場合があります。また、洋室 3 名様以上 1 室利用の場合、エキストラベットご利用となります。

7. 延泊について

●延泊については延泊のご手配は出来ますが、料金は日にちにより異なりますので御問合わせください。

8. 取消および変更

●取消・変更が生じた場合は「おれんじ鉄道予約センター」までご連絡頂き手続を行ってください。取消・変更のお申し出は、予約センターの営業時間内（営業時間　平日のみ 10：00～16：00）にお受けします。その場合は当社が定める旅行約款に基づき取消料等を収受いたします。

●ご出発日当日の取消等についておれんじ鉄道予約センターの営業時間外の場合は肥薩おれんじ鉄道営業部に取消しの旨をご連絡ください。取消をした後、予約センターの営業時間内に再度当予約センターよりご連絡いたします。取消料を差し引いた金額をおれんじ鉄道予約センターにて払い戻しをさせていただきます。その際、お申込時にお受け取りになられた予約確認書一式をお持ちになるか、弊社予約センターへご返送ください。

※行程内の列車の時刻等、運輸機関の運行時間について、2023 年 4 月現在のものとなります。ダイヤ改正等の事情により時刻が変更となる場合がございますのでご了承ください。

※当社の責任でない不可抗力で列車の運行ができなくなった場合は、ご利用されていない部分の旅行代金を返金いたします。また、お客さまの同意を得たうえで、代替サービスを提供した場合、提供した区間の旅行代金は返金致しません。

ご旅行条件(要旨)

〈募集型企画旅行契約〉

この旅行は、肥薩おれんじ鉄道㈱(熊本県八代市萩原町１丁目１番１号・熊本県知事登録旅行業第２-２０７。以下「当社」といいます)が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。又、旅行契約の内容条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行契約約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

第１条　旅行のお申し込み及び契約の成立について

1. お申込金は「旅行代金」「取消料」又は「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
2. 当社は電話による旅行契約の予約のお申込みを受付けます。この場合、当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して当社の定めた期間内にお申込金または旅行代金の全額の支払を行っていただきます。その期間内にお申込金または旅行代金の支払がなされないときは、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
3. 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金または旅行代金を受領したときに成立するものとします。
4. 旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とするお客さまは、契約の申込時に申し出てください。この時、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
5. 前項の申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は、お客さまの負担となります。（アレルギー対応は基本無料にて変更させて頂きます。）

第２条　契約の拒否

1. お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
2. お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
3. お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

第３条　旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。

第４条　旅行代金に含まれるもの

料金表に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代金、取り扱い料金および消費税等の諸税を含んでいます。なお、上記の経費はお客様のご都合より一部利用されなくても払い戻しいたしません。

第5条　お客さまによる旅行契約の解除

1. お客さまは下表に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。尚、表でいう「旅行契約の解除日」とは、お客さまが当社の「予約センター」の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出された日となります。営業時間終了後に通信による通知を受けた場合、翌日が解除日となります。お客様のご都合で旅行を取消される場合旅行代金に対してお一人様につき下記の取消料、その他のご参加されるお客様からは1室ご利用人員の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

旅行契約の解除日	取消料
●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日帰り・宿泊付旅行
①　7日目にあたる日以降の解除（②～④）を除く	旅行代金の３０％
②　旅行日開始日の前日の解除	旅行代金の４０％
③　旅行開始当日の解除	旅行代金の５０％
④　旅行開始後の解除、または無連絡不参加	旅行代金の１００％

※上記の取消料は大人/こどもの料金に適用いたします。

2. 旅行開始前、次に掲げる場合において、お客さまは取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

(1) 天災地変、戦乱、暴動、運送・食事提供機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

(2) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(3) 旅行開始後、お客さまの責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

(4) 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客さまに払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料・違約料・その他の既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客さまに払い戻します。

第6条　当社による旅行契約の解除

1. 当社は次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

(1) お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

(2) お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。

(3) お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めた時。

(4)天災地変、戦乱、暴動、運送・食事提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において振込案内書に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となる恐れが極めて大きいとき。

2.当社は次に掲げる場合において旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
(1)お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
(2)お客さまが旅行を円滑に実施するための客室乗務員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴力または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
(3)お客さまが第2条(2)、(3)のいずれかに該当することが判明した時。
(4)天災地変、戦乱、暴動、運送・食事機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
当社が前項(1)～(4)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客さまとの間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の責務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客さまがいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければいけない費用に係る金額を差し引いたものをお客さまに払い戻します。

5.旅行代金の基準
この旅行条件は2025年3月1日を基準としています。又、旅行代金は2025年3月1日現在の有効な運賃・規則を基準しています。

6・詳しい旅行条件は係員におたずねください。
【国内旅行損害保険加入のおすすめ】安心してご旅行をしていただくためお客様ご自身で保険をかけられることをお勧めいたします。

●個人情報の取り扱いについて

お客様からお預かりした個人情報は、予め通知又は公表させていただいた目的の達成のために必要な範囲内で利用いたします。目的の範囲を超えて利用する必要が生じた場合は、その旨お客様にご連絡(通知)し、かつ同意をいただきます。

また、お客様から個人情報をご提供いただく場合は、その利用又は提供の目的を明らかにし、お客さまの同意を得たうえで取得させていただきます。なお、お客様から個人情報をご提供いただけない場合は、ご利用できないサービスがございますことを予めご了承ください。

肥薩おれんじ鉄道株式会社
熊本県知事登録旅行業2－207号
〒899－0203
鹿児島県出水市上鯖淵717－2

おれんじ鉄道予約センター
TEL:0996-63-6861　FAX:0996-63-3567
(営業時間:平日　10時～16時)